

OASIS 規約

(名称)

第1条 本会は、OASIS(オアシス)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大阪府三島郡島本町若山台二丁目7番地20号に置く。

(目的)

第3条 本会は、どうぶつについての学習機会を提供し、次世代を担う子供たちが人とどうぶつ双方の立場を理解することで、人とどうぶつが笑顔で暮らす社会を実現することを目的とし、令和7年10月1日に設立する。

(事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 動物愛護センターの仕事をシミュレーションするボードゲームの開発および普及
- (2) 前述のボードゲームのファシリテーター育成
- (3) 動物愛護に関する講演・ワークショップの開催
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会は、第3条の目的を理解し、その趣旨に賛同するものをもって組織する。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする場合は、代表に申し込み、その承認を得るものとする。

(退会)

第7条 会員は、代表に申し出て、任意に退会することができる。

(役員)

第8条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 会計(事務局) 1名

2 役員は、総会において選任し、会計は代表または副代表が兼務することができる。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第9条 代表は、本会を代表し、会の運営を総括する。副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。会計は、事務局を担当し、公正な会計運営を総括する。

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成され、代表が招集し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できる。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 役員の選任又は解任
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算

(6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(資産)

第11条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(会計)

第12条 公正な会計運営を行い、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(変更)

第14条 この規約は、総会に出席した会員の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

(解散)

第15条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 事業の終了
- (3) 会員の欠乏

2 総会の決議により解散するときは、会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 解散したときに残存する財産は、総会で決定した非営利の法人又は団体に譲渡する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、代表が定める。

(附則)

この規約は、令和7年10月1日から施行する。

役 職	氏 名	住 所
代表(会員)	河野 誠	大阪府三島郡島本町若山台二丁目7番地20号
副代表(会員)	白井 孝拓	大阪府寝屋川市高宮一丁目3番地5号
会計(会員)	岡本 卓也	兵庫県西宮市高畑町1-24ネオシティ西宮北口201

この会則の記載内容について事実と相違いないことを証明します。

代表 河野 誠